

1. 趣旨

学芸員資格取得を目指す学生に対して、博物館法第五条第一項第一号および博物館法施行規則第一条に規定する「博物館実習」の機会を提供し、学校教育との連携の確保に努め、かつ当館に対する理解を促進する。

2. 対象

実習を希望する者で、以下に挙げるすべての項目を満たす者とする。

- (1) 所属大学において設置する学芸員養成課程を履修する大学生または大学院生であって、平成21年度までに博物館学または博物館概論を履修済みの者、または同年度において履修中の者。
- (2) 博物館における教育普及活動に高い関心を有する者。
- (3) 所属大学の学長もしくは博物館学芸員養成課程の責任者の推薦を受けた者。
- (4) 実習の期間中、博物館に通うことのできる居所を有する者。

3. 実習期間

実習は前期・後期の2回に分けて行う。いずれか一つの期間を選ぶものとする。

前期：平成21年8月前半の10日程度。

後期：平成21年8月後半の10日程度。

4. 受け入れ人数

各実習期間につき10名程度、計20名程度。

5. 実習内容

当館の運営・活動に対する理解を促進するための講義・演習、教育普及ゾーン「あじっぱ」を中心とした来館者対応、イベント・講座の準備補助等を予定。

6. 申し込み方法

希望者について、学校ごとにまとめて提出する。別紙1は、大学長又は学芸員養成課程の責任者が記入し、希望者が2人以上の場合は、別紙1の「推薦順位」欄に推薦順位を書くものとする。希望する期間についても書くものとする。定員超過の際の参考とする。別紙2は、実習希望者本人が記入する。

※ 提出された個人情報、当館博物館実習の目的以外には使用することはありません。

7. 申請締め切り

平成21年4月20日（月）必着。

8. 提出先

九州国立博物館 交流課

〒818-0118 福岡県太宰府市石坂4-7-2

9. 選考・通知

受け入れ人数を超過した場合、書類選考を行う。その際、キャンパスメンバーズ加盟校については優先するものとする。

結果通知については、4月末日までに大学宛に行う。

10. 経費

実習に係る指導費等は徴収しない。ただし、交通費・教材費・保険・その他必要経費は、すべて本人又は所属大学の負担とする。

11. 修了

実習期間を満たした学生に対して、当館の様式による評価票等を作成し、各大学宛送付する。評価票の送付をもって修了とする。

12. その他

実習期間中、遅刻又は欠席する者は実習を取り消すことがある。

事故等が生じた場合は、本人及び所属大学でその責を負うものとする。

実習日誌は当館の様式のものを使用する。

＜ 本件についての問い合わせ先＞

九州国立博物館 交流課 永井真佐美

〒818-0118 福岡県太宰府市石坂4-7-2

TEL 092-929-3294

FAX 092-929-3980